

○建築基準法の見直しに関する検討会規約

(名称)

第1条 本会は、「建築基準法の見直しに関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、建築基準法等に基づく制度のあり方についての検討を進めることを目的とする。

(委員の任命等)

第3条 検討会の委員は、学識経験者又は建築分野関係者から、国土交通大臣が任命する。

2 検討会への委員以外の出席は認めないものとする。

(座長の任命)

第4条 検討会には座長を置く。

(検討会の議事)

第5条 検討会の議事は、公開とする。

2 検討会の資料及び議事内容については、座長に確認の上、原則として、国土交通省ホームページにおいて公開する。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は国土交通省住宅局建築指導課に置く。